

以下/の細則案はIESS午前部のみが午前部のみに対して先行して決定します。

施行細則（第二（最終）議案）2018.04.16最新改訂

3.27から4.15までに数人から意見があったので反映させ、書き直し、当該箇所を下線部を引いている。

4/22に投票用紙A4を1枚配布し、5/6に箱に回収します。各議案につき、6点満点の内、任意の点数を投票します。 I will distribute one ballot sheet A4 to 4/22 and collect it to a box in 5/6. For each proposal, we will vote for any score out of 6 points.

例
6点 その通りで申し分ない!!、とか。 That's alright!! ,And so on.

5点 総論賛成、各論反対、とか。 I agree with the general opinion, opposition to each argument, and so on.

4点 反対ではないがまあいいか、みたいな。 It's not the opposite, I guess it's okay, such like.

3点 そちらかと言えば反対です、みたいな。 Speaking of it, it is opposite, I do not, such like.

2点 3と1の中位。 Medium of 3 and 1.

1点 絶対反対、断固阻止!!、みたいな。 Absolutely not, definitely block!! , Looks like.

目次

- 総則 General
- 人 Person
総会運営進行について規定する。
- 物(場所) Things
名簿等 議事録 公式サイト 会場賃貸予約 ロッカー賃貸 ラジカセ・教科書等備品管理
解錠・開室・閉室・鍵返却 について規定する。
- 金 Money
金銭管理 (集金及び謝礼の納付) について規定する。

総則 General

G-1 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則は、板橋英会話同好会（以下IESSと略す）の運営に関する事項等について、主要会則を基に補足的且つ網羅的に定めることにより、トラブルを未然に防ぎ、良好な同好会運営に資するとともに、会員の共同の利益を増進し、その合議的運営のために共有且つ継承すべき実務上の手順を整理し明確化することを目的とする。

By specifying comprehensive and comprehensive management based on the main constitution, this administrative bylaw prevents troubles beforehand, contributes to good club organization management, promotes the common interests of the members, and for its collective management in order to clarify **practical procedures to be shared and inherited.**

G-2 (6-5-4-3-2-1)

- 総会は**最高意思決定機関**としてIESS会員の全員で組織し、互いによる選挙に基づき次の各号に掲げる

者を選出する。又、これを運営実務機関としての世話人会と称し、一定権利義務上の委任関係におくものとする。

1. 代表世話人 (a. k. a. 理事長・会長・管理者・内閣総理大臣相当) 1名 (※副代表を選出するか否かについて意見上の争いがあり、以下の別条において対案投票する)
2. 会計担当者 (a. k. a. 役員・理事・財務大臣相当) 2名以上
3. 総務担当者 (a. k. a. 役員・理事・書記・総務大臣相当) 1名以上

The General Assembly shall be organized by all members of the IESS Member as the supreme Decision Making Organization and elect the persons listed in the following items based on each other's elections. In addition, we call this a caretaker association as an administrative practice institution, and we shall put it in a delegated relationship under certain rights and obligations.

G-3 (6-5-4-3-2-1)

- 上記以外に総会に直属する監事を選出し、世話人会の運営状況を監査し、年次総会で報告する。

G-4 (6-5-4-3-2-1)

- 以下の各号に掲げる労務費用・諸経費は原則的に無報酬・無償とするが、例外的に、代表世話人に対し事前に申請・承認を受けた三千円以内の実費上の経費に限り、領収書添付をもって会の長期余剰金から支出できるものとし、監査を経由し、年次総会において書面で報告しなければならない。

1. 会員相互間の連絡業務
2. 会場の予約業務
3. 出納及び通常授業、総会、世話人会、監事の運営業務

In principle, labor costs and overhead expenses listed in the following items are assumed to be no compensation or free of charge. In exceptional cases, only expenses for actual expenses of 3,000yen or less, which were previously applied and approved to the representative caretaker, It can be expended from the long-term surplus of the association with the attachment of receipt, and must be reported in writing at the annual general meeting via audit.

1. Communication among members
2. Reservation service at the venue
3. Money payment and regular classes, General Assembly, Club Management, Auditor operation

G-5 (6-5-4-3-2-1)

- 本細則で未定義の課題に対しては、逐次、総会決議、あるいは代表の裁量判断に付き従うものとする。

For tasks that are undefined in this bylaw, it shall conform to the resolution of the General Assembly or the discretionary judgment of the representative.

人 Person

P-1 (6-5-4-3-2-1)

- IESS会員は、円滑な学習環境を維持するため、運営細則、総会決議、及び使用会場のルールを誠実に遵守しなければならない、他の会員に対しても遵守させなければならない。

P-2 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則及び総会決議は、IESSの現会員、または見学者に対しても効力を有する。

P-3 (6-5-4-3-2-1)

- 新規入会者は入会時に当細則に同意するものとする。

P-4 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は以下の者に対して授業に無償で参加させることができる。ただし反復・継続的なものは除く。
 1. 入会判断のため見学希望者
 2. 入会意思は無いが、現会員及び講師の知人であるゲスト

The association can be allowed to participate in the lesson for free for the following persons. However, repetitive and continuous ones are excluded.

1. Applicants who wish to visit for admission decision
2. Although there is no intention to join, guests who are acquaintances of current members and lecturers

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

★P-5 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会の各担当者、或いは会員全員で代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。注1

★P-6 (6-5-4-3-2-1)

- 総会において世話人代表者の他に副代表者を選出し、代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。

P-7 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会各担当者は、代表の承認を受けて、他の一般会員に、その職務の一部を委任することができる。

P-8 (6-5-4-3-2-1)

- 代表世話人が9月に年次総会を招集し、総務・会計各担当者が年次報告を行う。

P-9 (6-5-4-3-2-1)

- **会員は会則及び施行細則を総会において決議し、承認し、遵守する。**

P-10 (6-5-4-3-2-1)

- 会の運営、会則の制定・運用に当たって、担当講師の意見を反映させることができる。
In the administration of the Association, establishment and operation of the Constitution, opinions of the instructor in charge can be reflected.

P-11 (6-5-4-3-2-1)

- 次の各号を除いた運営事項の決議にあたり、総務担当者は議案を作成し、決議投票日の2週間以上前に公表（表示法は別条による）し、その熟慮期間としなければならない。
 1. 全員一致とする決議。
 2. レッスン内容に属する判断（担当講師の裁量による）。
 3. 三千元以上の財産上の処分行為に属しない、実務運営上の軽微な裁量判断。

P-12 (6-5-4-3-2-1)

- 上記集計結果は公式サイト上の発表で全員に送達したものとみなす。

P-13 (6-5-4-3-2-1)

- 議決権は一人につき持ち点6点満点の無署名点数投票制で行使し、議決総点数の過半数（特別決議、別段に定める重要な決定については2/3以上）において決する。

The voting rights shall be exercised in an unsigned point voting system with a maximum score of 6 points per person and will be decided by a majority of the total voting points (a special resolution, more than 2/3 for important decisions specified separately).

P-15 (6-5-4-3-2-1)

- 会員が決議当日出席できない場合、書面及び電子メールによる議決権行使のみを認め、次の各号に掲げる場合は無効として扱うと同時に当該議案につき6点満点で賛成したものとみなす。
 1. 代理人による行使
 2. 他の者に対する白紙委任あるいは譲渡
 3. 権利自体の不行使あるいは不行使と看做される状態

P-16 (6-5-4-3-2-1)

- 決議当日までに連絡不通の議決点が存在しても、決議当日までに数え得る議決点小計が計算上の可決十分条件を満たした場合、有効な決議とみなすことができる。

P-17 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の内の誰でも主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止を提起することができ、2/3の以上の議決点賛成によって決議するが、発議自体の前段階として以下の手順を踏むものとする（騒擾の防止）。
 1. 改正提起および案についての書面化および、代表の承認
 2. 会員に対する議案の事前公表および発議自体について2/3以上の議決点得票

Any member within the member may institute the establishment, change or abolition of the main constitution and enforcement bylaws and resolve by agreeing more than 2/3 of the voting points, but the following procedure shall be taken as a preliminary stage of the initiative itself

P-18 (6-5-4-3-2-1)

- 主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止は2/3以上の決議による。

P-19 (6-5-4-3-2-1)

- 会員を会則及び施行細則の規定から不適切とみなした時、他の会員は過半数決議によって入会を拒否し、又、退会させることができる。

P-20 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は他の会員への知遇を通じて以下の各号に掲げる勧誘行為を反復的、継続的、組織的にしてはならない。
 1. 公職選挙法における特定候補への投票
 2. 他の英会話学習組織（営利非営利を問わず）
 3. マルチ（ネットワーク）商法等
 4. 宗教団体等
 5. 政治団体等

Members shall not make solicitation actions listed in the following items repetitiously, continuously, or organized through the knowledge of other members.

1. Voting for a specific candidate in the Public Offices Election Law
2. Other English conversation learning organization (not for profit, non-profit)
3. Multi (network) Commercial law etc.
4. Religious organizations
5. Political organizations

P-21 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は主要会則等に反した者、あるいは当会对し、その共益上、著しい不利益を与えた者に対し、総会の普通決議に基づき、150万円の損害賠償を請求することができる（民法420条に基づく損害賠償額の予定）。

The association can claim damages of 1.5 million yen for those who contravene the main constitution or the like, or for those who gave considerable disadvantage due to their common interest, based on ordinary resolution of the General Assembly (Civil Code Schedule of damages based on Article 420).

P-22 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の権利・義務は一身に属し、譲渡不可とする。

P-23 (6-5-4-3-2-1)

- 監事は年次総会で監査状況を報告する。

P-24 (6-5-4-3-2-1)

- 監事の権利義務詳細については日本国の建物の区分所有等に関する法律第50条の監事についての規定を準用する。

P-25 (6-5-4-3-2-1)

- 会の重要な業務連絡について、通常は教室での直接的告知、又は、電磁的方法による告知をもってその表示が到達したものとみなすが、電磁的方法を不得手とする、あるいは、好まない会員のために書面・郵送に依る通信方法も併せて考慮する。

物（場所） Things

<備品管理>

T-1 (6-5-4-3-2-1)

- 当会の全体の備品等は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。ラジカセ、テキストは原則的に各会員に対して授業時間以外において貸し出すことはできない。

<会場予約>

<名簿>

T-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は以下の各号を名簿に登載し、入退会時、内容変更時に自ら総務担当者に申請しなければならない。
 1. 本名及び当会における通称
 2. 住所
 3. 携帯電話番号
 4. 固定電話番号
 5. 電子メールアドレス
 6. 上記のうち、氏名以外の4項目についての謄写配布の可否

T-3 (6-5-4-3-2-1)

- 会員名簿は世話人会・総務担当者が作成・管理・保管し、世話人会が当会運営の目的の範囲内で運用する。会員名簿の謄写は原則的に各一般会員に配布されるが、例外的に各会員自身の申し出によってその個人情報開示範囲を限定することができる（オプトアウトの尊重）。
The member list is created, managed, and kept by the caretaker / general affairs personnel, and the caretaker organization is operated within the scope of the purpose of the administration of the association. In principle, copying of the member list will be distributed to each general member, but exceptionally it is possible to limit the scope of disclosure of personal information by each member's own offer (Respect for opt-out).

T-4 (6-5-4-3-2-1)

- 2018年03月より<https://itabashi-eikaiwa.jimdo.com>を公式サイトとし、総務担当者の職分とする。

T-5 (6-5-4-3-2-1)

- 公式サイトの更新運営をもって情報開示、説明責任、共有、継承の基礎とする。

< 渉外業務 >

< 募集・勧誘 >

金 Money

< 出納 >

M-1 (6-5-4-3-2-1)

- 会計担当者は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。

M-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会計年度は毎年8月31日締めとする。

M-3 (6-5-4-3-2-1)

- 各会員は、講師への謝礼、会場賃借、及び備品に要する経費に充てるため、次の費用（以下「会費等」という。）を会計担当に納入しなければならない。
 1. 入会金2000円
 2. 三ヶ月分会費 7000円 （2018年3月現在）

M-4 (6-5-4-3-2-1)

- 会費（午前部）は会員が会計担当に対し自発的に申し出て支払う。

M-5 (6-5-4-3-2-1)

- 9月・12月・3月を統一集金日と定め、最終四半期に相当する6月・7月分（大原閏節と呼ぶ）については、7000円に2/3を乗じ端数を100円単位に切り上げた金額である4700円とする。

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

<新規会員の納入方法と額についての各ab案>

★M-6 (6-5-4-3-2-1)

入会週から次の統一集金日までを参加回数をn、7000円/12回を一回当たりの参加費用pとして、 $p*n$ の金額（端数の場合は百円単位に切り上げる）を入会時に納入する（TERU注釈：不動産賃貸借で行われている単純な「割精算」の方法）。

★M-7 (6-5-4-3-2-1)

入会週が第1週以外だった場合、その月は無料とし、次の月からの月当たりの按分費用を納入する方法（TERU注釈 入会週の偏りによる損得勘定・かけひき感情が発生する上に計算自体しにくいのでは？）。

<返金の不可>

M-8 (6-5-4-3-2-1)

- 一旦納付した会費は途中退会しても当会側の瑕疵無き返納をしない。又、当会の全体長期剰余金及び備品は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。

M-9 (6-5-4-3-2-1)

- 忘年会（新年会）は各自の逐次費用負担によって積極的に参加する努力をする。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

5/6投票締切



以下の細則案はIESS午前部のみが午前部のみに対して先行して決定します。

施行細則（第二（最終）議案）2018.04.16最新改訂

3.27から4.15までに数人から意見があったので反映させ、書き直し、当該箇所を下線部を引いている。

4/22に投票用紙A4を1枚配布し、5/6に箱に回収します。各議案につき、6点満点の内、任意の点数を投票します。I will distribute one ballot sheet A4 to 4/22 and collect it to a box in 5/6. For each proposal, we will vote for any score out of 6 points.

例

6点 その通りで申し分ない!!、とか。 That's alright!! , And so on.

5点 総論賛成、各論反対、とか。 I agree with the general opinion, opposition to each argument, and so on.

4点 反対ではないがまあいいか、みたいな。 It's not the opposite, I guess it's okay, such like.

3点 そちらかと言えば反対です、みたいな。 Speaking of it, it is opposite, I do not, such like.

2点 3と1の中位。 Medium of 3 and 1.

1点 絶対反対、断固阻止!!、みたいな。 Absolutely not, definitely block!! , Looks like.

目次

- 総則 General

- 人 Person

総会運営進行について規定する。

- 物（場所） Things

名簿等 議事録 公式サイト 会場賃貸予約 ロッカー賃貸 ラジカセ・教科書等備品管理
解錠・開室・閉室・鍵返却 について規定する。

- 金 Money

金銭管理（集金及び謝礼の納付） について規定する。



総則 General

G-1 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則は、板橋英会話同好会（以下IESSと略す）の運営に関する事項等について、主要会則を基に補足的且つ網羅的に定めることにより、トラブルを未然に防ぎ、良好な同好会運営に資するとともに、会員の共同の利益を増進し、その合議的運営のために共有且つ継承すべき実務上の手順を整理し明確化することを目的とする。

By specifying comprehensive and comprehensive management based on the main constitution, this administrative bylaw prevents troubles beforehand, contributes to good club organization management, promotes the common interests of the members, and for its collective management in order to clarify **practical procedures to be shared and inherited.**

G-2 (6-5-4-3-2-1)

- 総会は**最高意思決定機関**としてIESS会員の全員で組織し、互いによる選挙に基づき次の各号に掲げる

者を選出する。又、これを運営実務機関としての世話人会と称し、一定権利義務上の委任関係におくものとする。

1. 代表世話人 (a. k. a. 理事長・会長・管理者・内閣総理大臣相当) 1名 (※副代表を選出するか否かについて意見上の争いがあり、以下の別条において対案投票する)
2. 会計担当者 (a. k. a. 役員・理事・財務大臣相当) 2名以上
3. 総務担当者 (a. k. a. 役員・理事・書記・総務大臣相当) 1名以上

The General Assembly shall be organized by all members of the IESS Member as the supreme Decision Making Organization and elect the persons listed in the following items based on each other's elections. In addition, we call this a caretaker association as an administrative practice institution, and we shall put it in a delegated relationship under certain rights and obligations.

G-3 (6-5-4-3-2-1)

- 上記以外に総会に直属する監事を選出し、世話人会の運営状況を監査し、年次総会で報告する。

G-4 (6-5-4-3-2-1)

- 以下の各号に掲げる労務費用・諸経費は**原則的に無報酬・無償**とするが、例外的に、代表世話人に対し事前に申請・承認を受けた三千円以内の実費上の経費に限り、領収書添付をもって会の長期余剰金から支出できるものとし、監査を経由し、年次総会において書面で報告しなければならない。

1. 会員相互間の連絡業務
2. 会場の予約業務
3. 出納及び通常授業、総会、世話人会、監事の運営業務

In principle, labor costs and overhead expenses listed in the following items are assumed to be **no compensation or free of charge**. In exceptional cases, only expenses for actual expenses of 3,000yen or less, which were previously applied and approved to the representative caretaker, It can be expended from the long-term surplus of the association with the attachment of receipt, and must be reported in writing at the annual general meeting via audit.

1. Communication among members
2. Reservation service at the venue
3. Money payment and regular classes, General Assembly, Club Management, Auditor operation

G-5 (6-5-4-3-2-1)

- 本細則で未定義の課題に対しては、逐次、総会決議、あるいは代表の裁量判断に付き従うものとする。

For tasks that are undefined in this bylaw, it shall conform to the resolution of the General Assembly or the discretionary judgment of the representative.

人 Person

P-1 (6-5-4-3-2-1)

- IESS会員は、円滑な学習環境を維持するため、運営細則、総会決議、及び使用会場のルールを誠実に遵守しなければならない、他の会員に対しても遵守させなければならない。

P-2 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則及び総会決議は、IESSの現会員、または見学者に対しても効力を有する。

P-3 (6-5-4-3-2-1)

- 新規入会者は入会時に当細則に同意するものとする。

P-4 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は以下の者に対して授業に無償で参加させることができる。ただし反復・継続的なものは除く。
 1. 入会判断のため見学希望者
 2. 入会意思は無いが、現会員及び講師の知人であるゲスト

The association can be allowed to participate in the lesson for free for the following persons. However, repetitive and continuous ones are excluded.

1. Applicants who wish to visit for admission decision
2. Although there is no intention to join, guests who are acquaintances of current members and lecturers

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

★P-5 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会の各担当者、或いは会員全員で代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。注1

★P-6 (6-5-4-3-2-1)

- 総会において世話人代表者の他に副代表者を選出し、代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。

P-7 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会各担当者は、代表の承認を受けて、他の一般会員に、その職務の一部を委任することができる。

P-8 (6-5-4-3-2-1)

- 代表世話人が9月に年次総会を招集し、総務・会計各担当者が年次報告を行う。

P-9 (6-5-4-3-2-1)

- **会員は会則及び施行細則を総会において決議し、承認し、遵守する。**

P-10 (6-5-4-3-2-1)

- 会の運営、会則の制定・運用に当たって、担当講師の意見を反映させることができる。
In the administration of the Association, establishment and operation of the Constitution, opinions of the instructor in charge can be reflected.

P-11 (6-5-4-3-2-1)

- 次の各号を除いた運営事項の決議にあたり、総務担当者は議案を作成し、決議投票日の2週間以上前に公表（表示法は別条による）し、その熟慮期間としなければならない。
 1. 全員一致とする決議。
 2. レッスン内容に属する判断（担当講師の裁量による）。
 3. 三千元以上の財産上の処分行為に属しない、実務運営上の軽微な裁量判断。

P-12 (6-5-4-3-2-1)

- 上記集計結果は公式サイト上の発表で全員に送達したものとみなす。

P-13 (6-5-4-3-2-1)

- 議決権は一人につき持ち点6点満点の無署名点数投票制で行使し、議決総点数の過半数（特別決議、別段に定める重要な決定については2/3以上）において決する。

The voting rights shall be exercised in an unsigned point voting system with a maximum score of 6 points per person and will be decided by a majority of the total voting points (a special resolution, more than 2/3 for important decisions specified separately).

P-15 (6-5-4-3-2-1)

- 会員が決議当日出席できない場合、書面及び電子メールによる議決権行使のみを認め、次の各号に掲げる場合は無効として扱うと同時に当該議案につき6点満点で賛成したものとみなす。
 1. 代理人による行使
 2. 他の者に対する白紙委任あるいは譲渡
 3. 権利自体の不行使あるいは不行使と看做される状態

P-16 (6-5-4-3-2-1)

- 決議当日までに連絡不通の議決点が存在しても、決議当日までに数え得る議決点小計が計算上の可決十分条件を満たした場合、有効な決議とみなすことができる。

P-17 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の内の誰でも主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止を提起することができ、2/3の以上の議決点賛成によって決議するが、発議自体の前段階として以下の手順を踏むものとする（騒擾の防止）。
 1. 改正提起および案についての書面化および、代表の承認
 2. 会員に対する議案の事前公表および発議自体について2/3以上の議決点得票

Any member within the member may institute the establishment, change or abolition of the main constitution and enforcement bylaws and resolve by agreeing more than 2/3 of the voting points, but the following procedure shall be taken as a preliminary stage of the initiative itself

P-18 (6-5-4-3-2-1)

- 主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止は2/3以上の決議による。

P-19 (6-5-4-3-2-1)

- 会員を会則及び施行細則の規定から不適切とみなした時、他の会員は過半数決議によって入会を拒否し、又、退会させることができる。

P-20 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は他の会員への知遇を通じて以下の各号に掲げる勧誘行為を反復的、継続的、組織的にしてはならない。
 1. 公職選挙法における特定候補への投票
 2. 他の英会話学習組織（営利非営利を問わず）
 3. マルチ（ネットワーク）商法等
 4. 宗教団体等
 5. 政治団体等

Members shall not make solicitation actions listed in the following items repetitiously, continuously, or organized through the knowledge of other members.

1. Voting for a specific candidate in the Public Offices Election Law
2. Other English conversation learning organization (not for profit, non-profit)
3. Multi (network) Commercial law etc.
4. Religious organizations
5. Political organizations

P-21 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は主要会則等に反した者、あるいは当会对し、その共益上、著しい不利益を与えた者に対し、総会の普通決議に基づき、150万円の損害賠償を請求することができる（民法420条に基づく損害賠償額の予定）。

The association can claim damages of 1.5 million yen for those who contravene the main constitution or the like, or for those who gave considerable disadvantage due to their common interest, based on ordinary resolution of the General Assembly (Civil Code Schedule of damages based on Article 420).

P-22 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の権利・義務は一身に属し、譲渡不可とする。

P-23 (6-5-4-3-2-1)

- 監事は年次総会で監査状況を報告する。

P-24 (6-5-4-3-2-1)

- 監事の権利義務詳細については日本国の建物の区分所有等に関する法律第50条の監事についての規定を準用する。

P-25 (6-5-4-3-2-1)

- 会の重要な業務連絡について、通常は教室での直接的告知、又は、電磁的方法による告知をもってその表示が到達したものとみなすが、電磁的方法を不得手とする、あるいは、好まない会員のために書面・郵送に依る通信方法も併せて考慮する。

物（場所） Things

<備品管理>

T-1 (6-5-4-3-2-1)

- 当会の全体の備品等は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。ラジカセ、テキストは原則的に各会員に対して授業時間以外において貸し出すことはできない。

<会場予約>

<名簿>

T-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は以下の各号を名簿に登載し、入退会時、内容変更時に自ら総務担当者に申請しなければならない。
 1. 本名及び当会における通称
 2. 住所
 3. 携帯電話番号
 4. 固定電話番号
 5. 電子メールアドレス
 6. 上記のうち、氏名以外の4項目についての謄写配布の可否

T-3 (6-5-4-3-2-1)

- 会員名簿は世話人会・総務担当者が作成・管理・保管し、世話人会が当会運営の目的の範囲内で運用する。会員名簿の謄写は原則的に各一般会員に配布されるが、例外的に各会員自身の申し出によってその個人情報開示範囲を限定することができる（オプトアウトの尊重）。
The member list is created, managed, and kept by the caretaker / general affairs personnel, and the caretaker organization is operated within the scope of the purpose of the administration of the association. In principle, copying of the member list will be distributed to each general member, but exceptionally it is possible to limit the scope of disclosure of personal information by each member's own offer (Respect for opt-out).

T-4 (6-5-4-3-2-1)

- 2018年03月より<https://itabashi-eikaiwa.jimdo.com>を公式サイトとし、総務担当者の職分とする。

T-5 (6-5-4-3-2-1)

- 公式サイトの更新運営をもって情報開示、説明責任、共有、継承の基礎とする。

< 渉外業務 >

< 募集・勧誘 >

金 Money

< 出納 >

M-1 (6-5-4-3-2-1)

- 会計担当者は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。

M-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会計年度は毎年8月31日締めとする。

M-3 (6-5-4-3-2-1)

- 各会員は、講師への謝礼、会場賃借、及び備品に要する経費に充てるため、次の費用（以下「会費等」という。）を会計担当に納入しなければならない。
 1. 入会金2000円
 2. 三ヶ月分会費 7000円 （2018年3月現在）

M-4 (6-5-4-3-2-1)

- 会費（午前部）は会員が会計担当に対し自発的に申し出て支払う。

M-5 (6-5-4-3-2-1)

- 9月・12月・3月を統一集金日と定め、最終四半期に相当する6月・7月分（大原閏節と呼ぶ）については、7000円に2/3を乗じ端数を100円単位に切り上げた金額である4700円とする。

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

<新規会員の納入方法と額についての各ab案>

★M-6 (6-5-4-3-2-1)

入会週から次の統一集金日までを参加回数をn、7000円/12回を一回当たりの参加費用pとして、 $p*n$ の金額（端数の場合は百円単位に切り上げる）を入会時に納入する（TERU注釈：不動産賃貸借で行われている単純な「割精算」の方法）。

★M-7 (6-5-4-3-2-1)

入会週が第1週以外だった場合、その月は無料とし、次の月からの月当たりの按分費用を納入する方法（TERU注釈 入会週の偏りによる損得勘定・かけひき感情が発生する上に計算自体しにくいのでは？）。

<返金の不可>

M-8 (6-5-4-3-2-1)

- 一旦納付した会費は途中退会しても当会側の瑕疵無き返納をしない。又、当会の全体長期剰余金及び備品は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。

M-9 (6-5-4-3-2-1)

- 忘年会（新年会）は各自の逐次費用負担によって積極的に参加する努力をする。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

5/6投票締切

者を選出する。又、これを運営実務機関としての世話人会と称し、一定権利義務上の委任関係におくものとする。

1. 代表世話人 (a. k. a. 理事長・会長・管理者・内閣総理大臣相当) 1名 (※副代表を選出するか否かについて意見上の争いがあり、以下の別条において対案投票する)
2. 会計担当者 (a. k. a. 役員・理事・財務大臣相当) 2名以上
3. 総務担当者 (a. k. a. 役員・理事・書記・総務大臣相当) 1名以上

The General Assembly shall be organized by all members of the IESS Member as the supreme Decision Making Organization and elect the persons listed in the following items based on each other's elections. In addition, we call this a caretaker association as an administrative practice institution, and we shall put it in a delegated relationship under certain rights and obligations.

G-3 (6-5-4-3-2-1)

- 上記以外に総会に直属する監事を選出し、世話人会の運営状況を監査し、年次総会で報告する。

G-4 (6-5-4-3-2-1)

- 以下の各号に掲げる労務費用・諸経費は原則的に無報酬・無償とするが、例外的に、代表世話人に対し事前に申請・承認を受けた三千円以内の実費上の経費に限り、領収書添付をもって会の長期余剰金から支出できるものとし、監査を経由し、年次総会において書面で報告しなければならない。

1. 会員相互間の連絡業務
2. 会場の予約業務
3. 出納及び通常授業、総会、世話人会、監事の運営業務

In principle, labor costs and overhead expenses listed in the following items are assumed to be no compensation or free of charge. In exceptional cases, only expenses for actual expenses of 3,000yen or less, which were previously applied and approved to the representative caretaker, It can be expended from the long-term surplus of the association with the attachment of receipt, and must be reported in writing at the annual general meeting via audit.

1. Communication among members
2. Reservation service at the venue
3. Money payment and regular classes, General Assembly, Club Management, Auditor operation

G-5 (6-5-4-3-2-1)

- 本細則で未定義の課題に対しては、逐次、総会決議、あるいは代表の裁量判断に付き従うものとする。

For tasks that are undefined in this bylaw, it shall conform to the resolution of the General Assembly or the discretionary judgment of the representative.

人 Person

P-1 (6-5-4-3-2-1)

- IESS会員は、円滑な学習環境を維持するため、運営細則、総会決議、及び使用会場のルールを誠実に遵守しなければならない、他の会員に対しても遵守させなければならない。

P-2 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則及び総会決議は、IESSの現会員、または見学者に対しても効力を有する。

P-3 (6-5-4-3-2-1)

- 新規入会者は入会時に当細則に同意するものとする。

P-4 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は以下の者に対して授業に無償で参加させることができる。ただし反復・継続的なものは除く。
 1. 入会判断のため見学希望者
 2. 入会意思は無いが、現会員及び講師の知人であるゲスト

The association can be allowed to participate in the lesson for free for the following persons. However, repetitive and continuous ones are excluded.

1. Applicants who wish to visit for admission decision
2. Although there is no intention to join, guests who are acquaintances of current members and lecturers

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

★P-5 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会の各担当者、或いは会員全員で代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。注1

★P-6 (6-5-4-3-2-1)

- 総会において世話人代表者の他に副代表者を選出し、代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。

P-7 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会各担当者は、代表の承認を受けて、他の一般会員に、その職務の一部を委任することができる。

P-8 (6-5-4-3-2-1)

- 代表世話人が9月に年次総会を招集し、総務・会計各担当者が年次報告を行う。

P-9 (6-5-4-3-2-1)

- **会員は会則及び施行細則を総会において決議し、承認し、遵守する。**

P-10 (6-5-4-3-2-1)

- 会の運営、会則の制定・運用に当たって、担当講師の意見を反映させることができる。
In the administration of the Association, establishment and operation of the Constitution, opinions of the instructor in charge can be reflected.

P-11 (6-5-4-3-2-1)

- 次の各号を除いた運営事項の決議にあたり、総務担当者は議案を作成し、決議投票日の2週間以上前に公表（表示法は別条による）し、その熟慮期間としなければならない。
 1. 全員一致とする決議。
 2. レッスン内容に属する判断（担当講師の裁量による）。
 3. 三千元以上の財産上の処分行為に属しない、実務運営上の軽微な裁量判断。

P-12 (6-5-4-3-2-1)

- 上記集計結果は公式サイト上の発表で全員に送達したものとみなす。

P-13 (6-5-4-3-2-1)

- 議決権は一人につき持ち点6点満点の無署名点数投票制で行使し、議決総点数の過半数（特別決議、別段に定める重要な決定については2/3以上）において決する。

The voting rights shall be exercised in an unsigned point voting system with a maximum score of 6 points per person and will be decided by a majority of the total voting points (a special resolution, more than 2/3 for important decisions specified separately).

P-15 (6-5-4-3-2-1)

- 会員が決議当日出席できない場合、書面及び電子メールによる議決権行使のみを認め、次の各号に掲げる場合は無効として扱うと同時に当該議案につき6点満点で賛成したものとみなす。
 1. 代理人による行使
 2. 他の者に対する白紙委任あるいは譲渡
 3. 権利自体の不行使あるいは不行使と看做される状態

P-16 (6-5-4-3-2-1)

- 決議当日までに連絡不通の議決点が存在しても、決議当日までに数え得る議決点小計が計算上の可決十分条件を満たした場合、有効な決議とみなすことができる。

P-17 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の内の誰でも主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止を提起することができ、2/3の以上の議決点賛成によって決議するが、発議自体の前段階として以下の手順を踏むものとする（騒擾の防止）。
 1. 改正提起および案についての書面化および、代表の承認
 2. 会員に対する議案の事前公表および発議自体について2/3以上の議決点得票

Any member within the member may institute the establishment, change or abolition of the main constitution and enforcement bylaws and resolve by agreeing more than 2/3 of the voting points, but the following procedure shall be taken as a preliminary stage of the initiative itself

P-18 (6-5-4-3-2-1)

- 主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止は2/3以上の決議による。

P-19 (6-5-4-3-2-1)

- 会員を会則及び施行細則の規定から不適切とみなした時、他の会員は過半数決議によって入会を拒否し、又、退会させることができる。

P-20 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は他の会員への知遇を通じて以下の各号に掲げる勧誘行為を反復的、継続的、組織的にしてはならない。
 1. 公職選挙法における特定候補への投票
 2. 他の英会話学習組織（営利非営利を問わず）
 3. マルチ（ネットワーク）商法等
 4. 宗教団体等
 5. 政治団体等

Members shall not make solicitation actions listed in the following items repetitiously, continuously, or organized through the knowledge of other members.

1. Voting for a specific candidate in the Public Offices Election Law
2. Other English conversation learning organization (not for profit, non-profit)
3. Multi (network) Commercial law etc.
4. Religious organizations
5. Political organizations

P-21 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は主要会則等に反した者、あるいは当会对し、その共益上、著しい不利益を与えた者に対し、総会の普通決議に基づき、150万円の損害賠償を請求することができる（民法420条に基づく損害賠償額の予定）。

The association can claim damages of 1.5 million yen for those who contravene the main constitution or the like, or for those who gave considerable disadvantage due to their common interest, based on ordinary resolution of the General Assembly (Civil Code Schedule of damages based on Article 420).

P-22 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の権利・義務は一身に属し、譲渡不可とする。

P-23 (6-5-4-3-2-1)

- 監事は年次総会で監査状況を報告する。

P-24 (6-5-4-3-2-1)

- 監事の権利義務詳細については日本国の建物の区分所有等に関する法律第50条の監事についての規定を準用する。

P-25 (6-5-4-3-2-1)

- 会の重要な業務連絡について、通常は教室での直接的告知、又は、電磁的方法による告知をもってその表示が到達したものとみなすが、電磁的方法を不得手とする、あるいは、好まない会員のために書面・郵送に依る通信方法も併せて考慮する。

物（場所） Things

<備品管理>

T-1 (6-5-4-3-2-1)

- 当会の全体の備品等は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。ラジカセ、テキストは原則的に各会員に対して授業時間以外において貸し出すことはできない。

<会場予約>

<名簿>

T-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は以下の各号を名簿に登載し、入退会時、内容変更時に自ら総務担当者に申請しなければならない。
 1. 本名及び当会における通称
 2. 住所
 3. 携帯電話番号
 4. 固定電話番号
 5. 電子メールアドレス
 6. 上記のうち、氏名以外の4項目についての謄写配布の可否

T-3 (6-5-4-3-2-1)

- 会員名簿は世話人会・総務担当者が作成・管理・保管し、世話人会が当会運営の目的の範囲内で運用する。会員名簿の謄写は原則的に各一般会員に配布されるが、例外的に各会員自身の申し出によってその個人情報開示範囲を限定することができる（オプトアウトの尊重）。
The member list is created, managed, and kept by the caretaker / general affairs personnel, and the caretaker organization is operated within the scope of the purpose of the administration of the association. In principle, copying of the member list will be distributed to each general member, but exceptionally it is possible to limit the scope of disclosure of personal information by each member's own offer (Respect for opt-out).

T-4 (6-5-4-3-2-1)

- 2018年03月より<https://itabashi-eikaiwa.jimdo.com>を公式サイトとし、総務担当者の職分とする。

T-5 (6-5-4-3-2-1)

- 公式サイトの更新運営をもって情報開示、説明責任、共有、継承の基礎とする。

< 渉外業務 >

< 募集・勧誘 >

金 Money

< 出納 >

M-1 (6-5-4-3-2-1)

- 会計担当者は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。

M-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会計年度は毎年8月31日締めとする。

M-3 (6-5-4-3-2-1)

- 各会員は、講師への謝礼、会場賃借、及び備品に要する経費に充てるため、次の費用（以下「会費等」という。）を会計担当に納入しなければならない。
 1. 入会金2000円
 2. 三ヶ月分会費 7000円 （2018年3月現在）

M-4 (6-5-4-3-2-1)

- 会費（午前部）は会員が会計担当に対し自発的に申し出て支払う。

M-5 (6-5-4-3-2-1)

- 9月・12月・3月を統一集金日と定め、最終四半期に相当する6月・7月分（大原閏節と呼ぶ）については、7000円に2/3を乗じ端数を100円単位に切り上げた金額である4700円とする。

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

<新規会員の納入方法と額についての各ab案>

★M-6 (6-5-4-3-2-1)

入会週から次の統一集金日までを参加回数をn、7000円/12回を一回当たりの参加費用pとして、 $p*n$ の金額（端数の場合は百円単位に切り上げる）を入会時に納入する（TERU注釈：不動産賃貸借で行われている単純な「割精算」の方法）。

★M-7 (6-5-4-3-2-1)

入会週が第1週以外だった場合、その月は無料とし、次の月からの月当たりの按分費用を納入する方法（TERU注釈 入会週の偏りによる損得勘定・かけひき感情が発生する上に計算自体しにくいのでは？）。

<返金の不可>

M-8 (6-5-4-3-2-1)

- 一旦納付した会費は途中退会しても当会側の瑕疵無き返納をしない。又、当会の全体長期剰余金及び備品は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。

M-9 (6-5-4-3-2-1)

- 忘年会（新年会）は各自の逐次費用負担によって積極的に参加する努力をする。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

5/6投票締切

以下の細則案はIESS午前部のみが午前部のみに対して先行して決定します。

施行細則 (第二(最終)議案) 2018.04.16最新改訂

3.27から4.15までに数人から意見があったので反映させ、書き直し、当該箇所に下線部を引いている。

4/22に投票用紙A4を1枚配布し、5/6に箱に回収します。各議案につき、6点満点の内、任意の点数を投票します。I will distribute one ballot sheet A4 to 4/22 and collect it to a box in 5/6. For each proposal, we will vote for any score out of 6 points.

例
6点 その通りで申し分ない!!、とか。 That's alright!! ,And so on.

5点 総論賛成、各論反対、とか。 I agree with the general opinion, opposition to each argument, and so on.

4点 反対ではないがまあいいか、みたいな。 It's not the opposite, I guess it's okay, such like.

3点 そちらかと言えば反対です、みたいな。 Speaking of it, it is opposite, I do not, such like.

2点 3と1の中位。 Medium of 3 and 1.

1点 絶対反対、断固阻止!!、みたいな。 Absolutely not, definitely block!! , Looks like.

目次

- 総則 General
- 人 Person
総会運営進行について規定する。
- 物(場所) Things
名簿等 議事録 公式サイト 会場賃貸予約 ロッカー賃貸 ラジカセ・教科書等備品管理
解錠・開室・閉室・鍵返却 について規定する。
- 金 Money
金銭管理 (集金及び謝礼の納付) について規定する。

総則 General

G-1 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則は、板橋英会話同好会(以下IESSと略す)の運営に関する事項等について、主要会則を基に補足的且つ網羅的に定めることにより、トラブルを未然に防ぎ、良好な同好会運営に資するとともに、会員の共同の利益を増進し、その合議的運営のために共有且つ継承すべき実務上の手順を整理し明確化することを目的とする。

By specifying comprehensive and comprehensive management based on the main constitution, this administrative bylaw prevents troubles beforehand, contributes to good club organization management, promotes the common interests of the members, and for its collective management in order to clarify **practical procedures to be shared and inherited.**

G-2 (6-5-4-3-2-1)

- 総会は**最高意思決定機関**としてIESS会員の全員で組織し、互いによる選挙に基づき次の各号に掲げる

者を選出する。又、これを運営実務機関としての世話人会と称し、一定権利義務上の委任関係におくものとする。

1. 代表世話人 (a. k. a. 理事長・会長・管理者・内閣総理大臣相当) 1名 (※副代表を選出するか否かについて意見上の争いがあり、以下の別条において対案投票する)
2. 会計担当者 (a. k. a. 役員・理事・財務大臣相当) 2名以上
3. 総務担当者 (a. k. a. 役員・理事・書記・総務大臣相当) 1名以上

The General Assembly shall be organized by all members of the IESS Member as the supreme Decision Making Organization and elect the persons listed in the following items based on each other's elections. In addition, we call this a caretaker association as an administrative practice institution, and we shall put it in a delegated relationship under certain rights and obligations.

G-3 (6-5-4-3-2-1)

- 上記以外に総会に直属する監事を選出し、世話人会の運営状況を監査し、年次総会で報告する。

G-4 (6-5-4-3-2-1)

- 以下の各号に掲げる労務費用・諸経費は原則的に無報酬・無償とするが、例外的に、代表世話人に対し事前に申請・承認を受けた三千円以内の実費上の経費に限り、領収書添付をもって会の長期余剰金から支出できるものとし、監査を経由し、年次総会において書面で報告しなければならない。

1. 会員相互間の連絡業務
2. 会場の予約業務
3. 出納及び通常授業、総会、世話人会、監事の運営業務

In principle, labor costs and overhead expenses listed in the following items are assumed to be no compensation or free of charge. In exceptional cases, only expenses for actual expenses of 3,000yen or less, which were previously applied and approved to the representative caretaker, It can be expended from the long-term surplus of the association with the attachment of receipt, and must be reported in writing at the annual general meeting via audit.

1. Communication among members
2. Reservation service at the venue
3. Money payment and regular classes, General Assembly, Club Management, Auditor operation

G-5 (6-5-4-3-2-1)

- 本細則で未定義の課題に対しては、逐次、総会決議、あるいは代表の裁量判断に付き従うものとする。

For tasks that are undefined in this bylaw, it shall conform to the resolution of the General Assembly or the discretionary judgment of the representative.

人 Person

P-1 (6-5-4-3-2-1)

- IESS会員は、円滑な学習環境を維持するため、運営細則、総会決議、及び使用会場のルールを誠実に遵守しなければならない、他の会員に対しても遵守させなければならない。

P-2 (6-5-4-3-2-1)

- この運営細則及び総会決議は、IESSの現会員、または見学者に対しても効力を有する。

P-3 (6-5-4-3-2-1)

- 新規入会者は入会時に当細則に同意するものとする。

P-4 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は以下の者に対して授業に無償で参加させることができる。ただし反復・継続的なものは除く。
 1. 入会判断のため見学希望者
 2. 入会意思は無いが、現会員及び講師の知人であるゲスト

The association can be allowed to participate in the lesson for free for the following persons. However, repetitive and continuous ones are excluded.

1. Applicants who wish to visit for admission decision
2. Although there is no intention to join, guests who are acquaintances of current members and lecturers

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

★P-5 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会の各担当者、或いは会員全員で代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。注1

★P-6 (6-5-4-3-2-1)

- 総会において世話人代表者の他に副代表者を選出し、代表者を補佐し、代表者に事故があるときは、その職務を代理し、世話人代表者が欠けたときは、その職務を行う。

P-7 (6-5-4-3-2-1)

- 世話人会各担当者は、代表の承認を受けて、他の一般会員に、その職務の一部を委任することができる。

P-8 (6-5-4-3-2-1)

- 代表世話人が9月に年次総会を招集し、総務・会計各担当者が年次報告を行う。

P-9 (6-5-4-3-2-1)

- **会員は会則及び施行細則を総会において決議し、承認し、遵守する。**

P-10 (6-5-4-3-2-1)

- 会の運営、会則の制定・運用に当たって、担当講師の意見を反映させることができる。
In the administration of the Association, establishment and operation of the Constitution, opinions of the instructor in charge can be reflected.

P-11 (6-5-4-3-2-1)

- 次の各号を除いた運営事項の決議にあたり、総務担当者は議案を作成し、決議投票日の2週間以上前に公表（表示法は別条による）し、その熟慮期間としなければならない。
 1. 全員一致とする決議。
 2. レッスン内容に属する判断（担当講師の裁量による）。
 3. 三千元以上の財産上の処分行為に属しない、実務運営上の軽微な裁量判断。

P-12 (6-5-4-3-2-1)

- 上記集計結果は公式サイト上の発表で全員に送達したものとみなす。

P-13 (6-5-4-3-2-1)

- 議決権は一人につき持ち点6点満点の無署名点数投票制で行使し、議決総点数の過半数（特別決議、別段に定める重要な決定については2/3以上）において決する。

The voting rights shall be exercised in an unsigned point voting system with a maximum score of 6 points per person and will be decided by a majority of the total voting points (a special resolution, more than 2/3 for important decisions specified separately).

P-15 (6-5-4-3-2-1)

- 会員が決議当日出席できない場合、書面及び電子メールによる議決権行使のみを認め、次の各号に掲げる場合は無効として扱うと同時に当該議案につき6点満点で賛成したものとみなす。
 1. 代理人による行使
 2. 他の者に対する白紙委任あるいは譲渡
 3. 権利自体の不行使あるいは不行使と看做される状態

P-16 (6-5-4-3-2-1)

- 決議当日までに連絡不通の議決点が存在しても、決議当日までに数え得る議決点小計が計算上の可決十分条件を満たした場合、有効な決議とみなすことができる。

P-17 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の内の誰でも主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止を提起することができ、2/3の以上の議決点賛成によって決議するが、発議自体の前段階として以下の手順を踏むものとする（騒擾の防止）。
 1. 改正提起および案についての書面化および、代表の承認
 2. 会員に対する議案の事前公表および発議自体について2/3以上の議決点得票

Any member within the member may institute the establishment, change or abolition of the main constitution and enforcement bylaws and resolve by agreeing more than 2/3 of the voting points, but the following procedure shall be taken as a preliminary stage of the initiative itself

P-18 (6-5-4-3-2-1)

- 主要会則及び施行細則の制定、変更、廃止は2/3以上の決議による。

P-19 (6-5-4-3-2-1)

- 会員を会則及び施行細則の規定から不適切とみなした時、他の会員は過半数決議によって入会を拒否し、又、退会させることができる。

P-20 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は他の会員への知遇を通じて以下の各号に掲げる勧誘行為を反復的、継続的、組織的にしてはならない。
 1. 公職選挙法における特定候補への投票
 2. 他の英会話学習組織（営利非営利を問わず）
 3. マルチ（ネットワーク）商法等
 4. 宗教団体等
 5. 政治団体等

Members shall not make solicitation actions listed in the following items repetitiously, continuously, or organized through the knowledge of other members.

1. Voting for a specific candidate in the Public Offices Election Law
2. Other English conversation learning organization (not for profit, non-profit)
3. Multi (network) Commercial law etc.
4. Religious organizations
5. Political organizations

P-21 (6-5-4-3-2-1)

- 当会は主要会則等に反した者、あるいは当会对し、その共益上、著しい不利益を与えた者に対し、総会の普通決議に基づき、150万円の損害賠償を請求することができる（民法420条に基づく損害賠償額の予定）。

The association can claim damages of 1.5 million yen for those who contravene the main constitution or the like, or for those who gave considerable disadvantage due to their common interest, based on ordinary resolution of the General Assembly (Civil Code Schedule of damages based on Article 420).

P-22 (6-5-4-3-2-1)

- 会員の権利・義務は一身に属し、譲渡不可とする。

P-23 (6-5-4-3-2-1)

- 監事は年次総会で監査状況を報告する。

P-24 (6-5-4-3-2-1)

- 監事の権利義務詳細については日本国の建物の区分所有等に関する法律第50条の監事についての規定を準用する。

P-25 (6-5-4-3-2-1)

- 会の重要な業務連絡について、通常は教室での直接的告知、又は、電磁的方法による告知をもってその表示が到達したものとみなすが、電磁的方法を不得手とする、あるいは、好まない会員のために書面・郵送に依る通信方法も併せて考慮する。

物（場所） Things

<備品管理>

T-1 (6-5-4-3-2-1)

- 当会の全体の備品等は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。ラジカセ、テキストは原則的に各会員に対して授業時間以外において貸し出すことはできない。

<会場予約>

<名簿>

T-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会員は以下の各号を名簿に登載し、入退会時、内容変更時に自ら総務担当者に申請しなければならない。
 1. 本名及び当会における通称
 2. 住所
 3. 携帯電話番号
 4. 固定電話番号
 5. 電子メールアドレス
 6. 上記のうち、氏名以外の4項目についての謄写配布の可否

T-3 (6-5-4-3-2-1)

- 会員名簿は世話人会・総務担当者が作成・管理・保管し、世話人会が当会運営の目的の範囲内で運用する。会員名簿の謄写は原則的に各一般会員に配布されるが、例外的に各会員自身の申し出によってその個人情報開示範囲を限定することができる（オプトアウトの尊重）。
The member list is created, managed, and kept by the caretaker / general affairs personnel, and the caretaker organization is operated within the scope of the purpose of the administration of the association. In principle, copying of the member list will be distributed to each general member, but exceptionally it is possible to limit the scope of disclosure of personal information by each member's own offer (Respect for opt-out).

T-4 (6-5-4-3-2-1)

- 2018年03月より<https://itabashi-eikaiwa.jimdo.com>を公式サイトとし、総務担当者の職分とする。

T-5 (6-5-4-3-2-1)

- 公式サイトの更新運営をもって情報開示、説明責任、共有、継承の基礎とする。

< 渉外業務 >

< 募集・勧誘 >

金 Money

< 出納 >

M-1 (6-5-4-3-2-1)

- 会計担当者は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。

M-2 (6-5-4-3-2-1)

- 会計年度は毎年8月31日締めとする。

M-3 (6-5-4-3-2-1)

- 各会員は、講師への謝礼、会場賃借、及び備品に要する経費に充てるため、次の費用（以下「会費等」という。）を会計担当に納入しなければならない。
 1. 入会金2000円
 2. 三ヶ月分会費 7000円 （2018年3月現在）

M-4 (6-5-4-3-2-1)

- 会費（午前部）は会員が会計担当に対し自発的に申し出て支払う。

M-5 (6-5-4-3-2-1)

- 9月・12月・3月を統一集金日と定め、最終四半期に相当する6月・7月分（大原閏節と呼ぶ）については、7000円に2/3を乗じ端数を100円単位に切り上げた金額である4700円とする。

★択一的対案事項（以下の2案については各投票者が各2案毎に6点から1点を投票し、集計上、点の多い方、及び、議決点総数に占める過半得点の両面を満たしたものを可決議案とする。）

<新規会員の納入方法と額についての各ab案>

★M-6 (6-5-4-3-2-1)

入会週から次の統一集金日までを参加回数をn、7000円/12回を一回当たりの参加費用pとして、 $p*n$ の金額（端数の場合は百円単位に切り上げる）を入会時に納入する（TERU注釈：不動産賃貸借で行われている単純な「割精算」の方法）。

★M-7 (6-5-4-3-2-1)

入会週が第1週以外だった場合、その月は無料とし、次の月からの月当たりの按分費用を納入する方法（TERU注釈 入会週の偏りによる損得勘定・かけひき感情が発生する上に計算自体しにくいのでは？）。

<返金の不可>

M-8 (6-5-4-3-2-1)

- 一旦納付した会費は途中退会しても当会側の瑕疵無き返納をしない。又、当会の全体長期剰余金及び備品は会自体の総有に属し、各会員は分割の請求をすることができない。

M-9 (6-5-4-3-2-1)

- 忘年会（新年会）は各自の逐次費用負担によって積極的に参加する努力をする。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

5/6投票締切